

伝承館使用料減免基準

減免基準	減免の額
<p>1 市が主催する事業で、市長が特に認めるとき</p> <p>〈市長が特に認めるとき〉</p> <p>① 市の式典事業に利用するとき</p> <p>② その他市長が認めるとき</p>	<p>全 額</p> <p>全 額</p>
<p>2 会津町方伝承館を管理する指定管理者(以下「管理者」という。)が行う施設の管理運営に関する事業であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>〈市長が特に認めるとき〉</p> <p>① 管理運営に関する会議等に利用するとき</p> <p>② その他市長が認めるとき</p>	<p>全 額</p> <p>全 額</p>
<p>3 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>〈市長が特に必要があると認めるとき〉</p> <p>① 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主催して、教育活動の一環として行われる事業に利用するとき。</p> <p>② 市内の大学又は専修学校等が主催して、教育活動の一環として行われる事業に利用するとき。</p> <p>③ 市内の官公署、その他公共的団体が公益事業に利用するときで、市が共催したとき。</p> <p>④ 伝統産業等の振興・発展に寄与する活動の一環として行われる事業に利用するとき。</p> <p>⑤ 障がい者団体や心身に障がいをもった方が利用するとき。</p> <p>⑥ その他市長が認めるとき。</p>	<p>全 額</p> <p>5 割</p> <p>全 額</p> <p>5 割</p> <p>市長が認める額</p> <p>市長が認める額</p>